

平成30年度 東村山市社会福祉協議会 事業計画方針

我が国は、「少子高齢化・人口減社会」という課題を抱え、それを乗り越えていくために、他人事を我が事とし、多種多様な問題を丸ごと受けとめられる地域共生社会の実現に向けて動き出しています。

具体的には、「支え手」側と「受け手」側が固定することなく、すべての人々が、地域で役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるという社会をめざしています。

東村山においては、各町に福祉協力員会を設置し、地域住民活動を全町に展開し、まちづくりを進めてきています。また、町ごとに懇談会を開催し、地域の課題を話し合い、その課題解決に向けての住民活動を進めているところです。

これからも、地域でのつながりを深めることで、「他人事」になりがちな様々な課題を、住民の方々が「我が事」として取り組んでいけるようなまちづくりが必要になっています。

そして、健康づくりや介護予防活動を全市的に展開出来るよう6年前から取り組んでいる「介護予防大作戦 in 東村山」活動では、それぞれの町の健康づくりや介護予防に関わる団体のネットワークができ、地域での交流が生まれています。

また、昨年10月より市内社会福祉法人連絡会が、住民の身近なところでの相談窓口「暮らしの相談ステーション」を開設しました。今後は、社会福祉法人と住民が一緒になって、地域課題の解決に向けた活動を始めることが期待されています。このように、専門機関や専門職が地域づくりに係わることが、重要になってきています。

今年度から「第5次地域福祉活動計画（6年計画）」がスタートします。第4次活動計画を引継ぎ、地域住民の方々が自ら参加できるような具体的な計画が策定されたところです。この計画に併せて今回策定された第5次社協発展・強化計画を基に、この地域福祉活動計画の推進を行っていく所存です。

【重点目標】

- (1) 全町での地域懇談会の開催と住民活動の推進
- (2) 福祉協力員会の運営強化と活動支援
- (3) 団体及び関係機関のネットワーク活動の推進と事務局機能の強化
- (4) 第5次地域福祉活動計画と第5次社協発展・強化計画の推進
- (5) 総合相談機能と企画調整機能の充実

I 福祉のまちづくり事業

事業名	地域福祉活動推進事業
事業形態	独自事業、市・補助事業
財源内訳 (人件費を除く)	会費、市補助金、共同募金配分金、基金利息 8,827千円
担当係	まちづくり支援係
事業目的	地域の住民や様々な団体等と連携、協働しながら地域福祉活動を支援するとともに、職員は地域福祉コーディネーターの役割を担い、支えあいの地域づくりを推進する。
具体的事業内容	1. 福祉協力員会活動の推進
	<p>《本年度の目標》</p> <p>福祉協力員会会則の制定及び活動費に関する運用マニュアルを作成し、組織の基盤強化を図る。</p> <p>多様なサロン活動、ご近所の見守り、たすけあい活動、他の地域活動団体との連携・協力を推進し、地域力を高める一翼を担い地域まるごとの支え合いの実現を目指す。また、社協会員と社協の橋渡し役としてのつながり作りに取り組む。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①地区長会を開催する。</p> <p>②福祉協力員研修を開催する。</p> <p>③13町ごとの活動を支援する。</p> <p>町・丁目ごとの交流行事、ふれあい・いきいきサロン活動、ミニコミ紙発行、福祉カレッジや研修会開催、長寿を共に祝う会開催、個人や施設・学校等へのボランティア活動、地域ネットワーク活動、福祉バザーへの協力、会員拡充、協力員拡充 等</p>
具体的事業内容	2. 地域ネットワーク活動の推進
	<p>《本年度の目標》</p> <p>住民、団体、関係機関、地域包括支援センター等と連携・協働し、地域福祉を推進するネットワークを構築する。特に地域懇談会の継続開催を通じて第5次地域福祉活動計画の推進を図る。また社協他係との連携・協力をさらに進め、安心・安全に暮らせる地域づくりを進めるネットワークに参画する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①地域懇談会を継続的に開催し、第5次地域福祉活動計画の重点事業の実施に向けて協議を進める。</p> <p>②高齢者等の見守りや防災・防犯、あいさつ運動、介護予防などの活動を推進する。</p> <p>③東村山あんしんネットワーク活動へ参画する。</p>

- ④地域包括支援センターとの定例会議を開催し、地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターとの役割分担を図り、地域包括ケア体制の構築に努める。
- ⑤社協北多摩北部ブロック地域福祉連絡会を開催する。
- ⑥多摩六都科学館が実施する出張事業（造形ブロックを用いた高齢者向けの能力開発プロジェクト）に協力する。

具体的事業内容	3. 地域福祉コーディネーター業務の推進
---------	-----------------------------

《本年度の目標》

住民同士の支え合いによる地域福祉活動を推進するため、地域福祉コーディネーター業務の確立を図る。取り組みが遅れている行動記録の定着を図り、コーディネーター業務の実態を可視化に努める。また、地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターと連携・協力し、福祉コミュニティづくりを支援する。

《事業内容》

地域福祉コーディネーターとして、以下の機能を果たしていく。

- ①相談窓口機能
 - ◇本人や家族はもとより、近隣住民からの「気づき」の相談を受ける。
- ②ニーズ把握機能
 - ◇福祉課題をさまざまな形を通じて把握する。
- ③問題解決機能
 - ◇住民・専門職や制度につないだり、解決に向けた取り組みを進める。
- ④地域住民へのエンパワーメント機能
 - ◇問題や課題解決していくことができる力を住民自らが発揮できるよう、地域に働きかけ支援する。
- ⑤地域組織化機能
 - ◇課題へ対応するとき関心のある住民や当事者の組織化を進める。
- ⑥ネットワーキング機能
 - ◇課題に対応する住民・専門職など関係者のネットワークづくりを進める。
- ⑦地域の支援システム構築機能
 - ◇課題の解決や予防に向けた地域での支援システムやしきみづくりを進める。

具体的事業内容	4. 「ふれあいスペース・いっぷく」の運営
---------	------------------------------

《本年度の目標》

南部エリア（栄町・萩山町）の社協活動拠点及び、地域のふれあいと交流の場として広く活用してもらうことで、地域活動の促進を図る。

《事業内容》

- ①「いっぷく運営連絡会」内の情報交換、つながりづくりを継続する。
- ②登録団体が、円滑に利用ができるように支援する。
- ③多様な方々の居場所としての機能を検討する。

具体的事業内容	5. 地域福祉活動の支援
<p>《本年度の目標》</p> <p>福祉活動に取り組んでいる当事者団体やふれあい・いきいきサロン、地域福祉活動を行っている市民活動団体、ボランティアグループなどの運営を支援し、活動の充実と発展をすすめる。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①下記の助成金を交付する。</p> <p>[助成の種類] ◇地域福祉活動助成 ◇当事者団体助成 ◇福祉団体助成 ◇ふれあい・いきいきサロン運営費助成</p> <p>②福祉だよりやチラシ等のPRを通じて、住民へのより広い周知を行う。</p> <p>③活動のPR、アドバイスなどを手伝い、活動を支援する。</p> <p>④サロン活動保険の加入・報告事務を行う。</p> <p>⑤講座・交流会を開催する。</p>	
具体的事業内容	6. 地域の防災活動等への支援
<p>《本年度の目標》</p> <p>地域の防災力を高めるため、防災訓練を実施している自治会へ出前講座等を通して関わるなど、住民同士がつながり支え合うまちづくりを推進する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①自治会や学校など、地域の防災活動の支援を行う。</p> <p>②小・中学校に設置される避難所運営連絡会に参加、連携を行う。</p> <p>③市の避難行動要支援者名簿整備事業に協力する。</p>	

事業名	啓発事業
事業形態	独自事業、市・補助事業
財源内訳 (人件費を除く)	会費、市補助金、共同募金配分金、基金利息 予算は地域福祉活動推進事業に含む
担当係	まちづくり支援係、地域生活支援係
事業目的	市民の福祉についての理解を深め、福祉意識を高める。参加団体のネットワークの推進を図る。
具体的事業内容	1. 障害者週間・福祉のつどいの開催
<p>《本年度の目標》</p> <p>運営委員会及び実行委員会がより主体性をもって企画・運営できるように支援する。</p>	

今年度はメイン会場を中央公民館ホールに移し、多くの方が来場する新たな企画に取り組む。

《事業内容》

- ①障害者施設、ボランティアグループ、地域住民等に呼びかけ実行委員会を組織し、「障害者週間・福祉のつどい」を実施する。
- ②主体的に企画・運営に参加できるよう実行委員の中から運営委員を選出し、運営委員会を開催する。

事業名	ボランティアセンター
事業形態	独自事業、市・補助事業
財源内訳（人件費を除く）	市補助金、事業収入、基金利息 2,050千円
担当係	まちづくり支援係
事業目的	ボランティアセンターの運営を通じて、誰もがボランティア活動できる地域社会をつくり、誰も排除しない共生文化の創造を目指す
具体的事業内容	1. ボランティア・市民活動相談
<p>《本年度の目標》 多様化する相談を受け止め、解決に向けて社協組織内の各係や他機関と連携していく。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ボランティア活動・ボランティア要請に関する相談及び調整を行う。 ② ボランティアグループ、NPO・市民活動団体の運営や活動に関するについての相ボランティア相談に応じる。 ③ ボランティア登録、ボランティア保険等の案内及び手続きを行う。 	
具体的事業内容	2. 連携・ネットワーク
<p>《本年度の目標》 ボランティアグループやNPO・市民活動団体とのつながりを作り、情報交換や活動支援の役割を担う。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①情報交換や協議の場として月1回ボランティアグループ懇談会を開催する。 ②ボランティアグループ懇談会の活動を支援する。 (情報誌「ボランティアグループ一覧」の作成、ボランティアまつりの開催など) ③都及び市町村ボランティアセンターとの連携及び北多摩北部ブロック（武蔵野市、小平市、清瀬市、西東京市、東久留米市、東村山市）の連絡会へ出席し、共有課題の検 	

<p>討や情報交換を行う。</p> <p>④市・市民協働課主催の「市民と行政の協働に関する検討委員会」に参加し市民ネットワークの構築や協働の仕組みづくりの検討に寄与する。</p>	
<p>具体的事業内容</p>	<p>3. 情報の収集・提供</p>
<p>《本年度の目標》</p> <p>市内外のボランティア情報の収集を積極的に行い、より多くの情報を提供できるようにする。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①毎月1回ボランティアネットを発行する。</p> <p>②ボランティア活動情報を収集し、提供する。</p> <p>③福祉情報室を気軽に利用できるよう、使い勝手をよくする。</p> <p>④福祉だよりでのボランティア情報の提供を行う。</p> <p>⑤ホームページ、フェイスブック、ツイッターを活用し積極的に情報発信を行う。</p>	
<p>具体的事業内容</p>	<p>4. ボランティア活動推進委員会の開催</p>
<p>《本年度の目標》</p> <p>ボランティアセンターの運営・事業について関係機関やボランティア団体等の意見をもらい、活動の活性化を図る。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①ボランティア活動推進委員会を開催する。</p> <p>②ボランティア活動推進委員会の下に、下記の小委員会を設置する。</p> <p>1) ボランティア需給調整委員会</p> <p>2) ボランティアネット編集委員会</p>	
<p>具体的事業内容</p>	<p>5. 災害ボランティアセンターの運営</p>
<p>《本年度の目標》</p> <p>災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行い、災害時に円滑な運営が出来るように備える。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①東村山災害スタボラ会と連携し、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行う。</p> <p>②災害時に近隣社協と連携が図れるように相互の災害ボラセン訓練に参加する。</p> <p>③市内外の災害支援活動を行う。</p> <p>④災害プロジェクト会議において、災害ボランティアセンターの運営や災害時業務などについての検討を行う。</p> <p>⑤「東村山災害時のボランティア活動・支援活動の協力に関する協定」に基づき東村山青年会議所との連携を深める。</p>	

事業名	福祉教育の推進
事業形態	独自事業、市・補助事業
財源内訳 (人件費を除く)	市補助金、事業収入、基金利息 予算はボランティアセンター事業に含む
担当係	まちづくり支援係
事業目的	差別や排除をなくし、誰もがかけがえのない存在として心豊かに生活できる地域をつくるために、子どもも含む地域住民が福祉について学習する機会を提供していく。
具体的事業内容	1. 青少年へのボランティア・福祉教育の推進
<p>《本年度の目標》</p> <p>福祉施設等の関係機関と連携を図り、福祉教育の推進を行っていく。</p> <p>《事業内容》</p> <p>① おためし福祉塾の開催（8月）</p> <p>② 夏体験ボランティア事業を実施する。</p> <p>③ 学校等で行われる福祉学習の相談・調整・支援を行う。また、福祉学習に携わるボランティアグループ等の活動を支援する。</p> <p>④ 化成小学校・白十字ホーム里孫活動、四中ホリデーネットワーク等の活動を支援する。</p> <p>⑤ 「子ども協力員」の具体化に向けて関係者との協議を進める。</p>	
具体的事業内容	2. 担い手の育成
<p>《本年度の目標》</p> <p>地域で活躍する人材やグループと協働して講座を開催し、人材づくりを目指す。</p> <p>《事業内容》</p> <p>① 学生対象災害ボランティア体験学習会（中高生対象）（7月）</p> <p>② 精神障害を理解する講座（11月）</p> <p>③ ゆるボラ（ボランティア入門）& 障害者スポーツ体験講座（3月）</p>	

事業名	高齢者生きがい事業
事業形態	市受託事業・独自事業
財源内訳 (人件費を除く)	市委託金 7,675千円
担当係	まちづくり支援係

事業目的	高齢者の社会参加と健康維持、介護予防を図り、いきいきとした生活が送れるよう支援を行う。また、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域社会の形成を図る。
具体的事業内容	1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
<p>《本年度の目標》</p> <p>地域福祉活動、サロン活動を中心とした介護予防活動の情報収集・発信、活動支援、関係機関との連携、ネットワーク化を進める。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①いきいきサロン萩山の運営、サロンスタッフの養成及びふれあい・いきいきサロン活動の支援を行う。</p> <p>②憩いの家利用者を主な対象とした事業を実施する。</p> <p>③地域福祉活動を中心とした介護予防活動の情報収集・発信、関係機関との連携、ネットワーク化を進める。</p> <p>④健康長寿のまちづくり推進室の運営及び多目的講座室・印刷室の貸出を行う。</p>	
具体的事業内容	2. 老人クラブ育成事業
<p>《本年度の目標》</p> <p>単位クラブ、地区協議会活動の支援を行い、東村山市老人クラブ連合会組織活動の充実を図る。</p> <p>《事業内容》</p> <p>老人クラブ会員の高齢化によるクラブ運営の様々な課題の整理をしつつ、地域高齢者の生活を豊かなものとするため、各クラブにおける高齢者の知識・経験・活力を生かす場づくりや、健康寿命を伸ばし自立した生きがいのある生活を目指す取り組みを支援する。</p> <p>①東村山市老人クラブ連合会の運営と活動の推進、及び単位クラブへの支援を行う。</p> <p>1) 時代にあった市老連活動を展開することに主眼を置き、活動の整理を行う。</p> <p>2) 東京都老人クラブ連合会組織第5ブロック内、近隣各市老連との情報交換を行い、自団体活動の評価をし、よりよい取り組みを模索する。</p> <p>3) 単位クラブの日常的な相談を受け、助言等を行う。</p> <p>②東村山市老人クラブ運営費の補助金等に係る、当該年度実績報告、新年度申請事務を行う。</p> <p>1) 「東村山市老人クラブ運営費の補助に関する運用の手引き（高齢介護課版）」に従い、平成30年4月、単位クラブの実績報告、申請事務の支援を行う。</p>	

具体的事業内容	3. 敬老福祉啓発事業
<p>《本年度の目標》</p> <p>今年度も対象者の年齢を1歳引き上げ79歳とし、長年にわたって社会に貢献してきた高齢者を敬い、その長寿を地域の方々と共に祝う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①各町の特色を活かして、福祉協力員会による敬老事業を実施する。(市共催)</p> <p>②小学生から米寿の方へ送る「児童から高齢者への手紙」事業を実施する。</p>	

II 相談事業

事業名	総合相談事業(旧福祉なんでも相談所)
事業形態	独自事業
財源内訳 (人件費を除く)	社協会費 60千円
担当係	地域生活支援係
事業目的	制度の狭間となる相談を積極的に受け、あらゆる社会資源を用いた総合的な援助活動を行い、課題解決を目指す。
具体的事業内容	1. 総合相談事業
<p>《本年度の目標》</p> <p>「総合相談窓口」を設置し住民や関係機関への周知に努める。また、係を横断した「総合相談チーム」を編成して課題解決を目指す。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①住民や関係機関等から受けた相談に対して、社協内で「総合相談チーム」を編成し課題の共有を図り、方針を検討し支援する。</p> <p>②東村山市内社会福祉法人連絡会で実施する「暮らしの相談ステーション」の窓口を担う。</p>	

事業名	生活福祉資金貸付事業
事業形態	受託事業（東社協）
財源内訳 （人件費を除く）	東社協受託金、市補助金 1,514千円
担当係	地域生活支援係
事業目的	所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に資金の貸付を行う。
具体的事業内容	1. 貸付相談
	<p>《本年度の目標》</p> <p>貸付相談を通して必要な世帯支援を円滑にすすめられるよう、市関係機関等との連携・調整を行う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①貸付相談及び申請手続事務を行う。</p> <p>②低所得者等に対する相談援助活動を行う民生委員への支援及び制度の周知活動を実施する。</p> <p>③市関係機関等と必要に応じて協議を行う。</p>
具体的事業内容	2. 償還相談
	<p>《本年度の目標》</p> <p>償還が滞らないように、利用者への相談支援と適切な債権管理を行う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①償還相談及び救済制度等の申請手続事務を行う。</p> <p>②東京都社会福祉協議会発行の書類等の発送事務及び督促を実施する。</p> <p>③低所得者等に対する相談援助活動を行う民生委員への支援を行う。</p>

事業名	受験生チャレンジ支援貸付事業
事業形態	受託事業（東村山市）
財源内訳 （人件費を除く）	市受託金 263千円
担当係	地域生活支援係
事業目的	学習塾などの費用や高校や大学などの受験費用についての貸付を行うことにより一定所得以下の世帯の子どもへの支援を行う。

具体的事業内容	1. 受験生チャレンジ支援貸付事業
<p>《本年度の目標》</p> <p>関係機関と連携を図りながら貸付相談に適切に対応し、対象世帯の利用促進を図る。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①学習塾等の受講料や受験料の貸付相談、申請事務を行う。</p> <p>②福祉だより、市報等へ案内を掲載する。</p> <p>③平日夜間対応を行う。</p>	

事業名	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
事業形態	受託事業（東社協）
財源内訳 (人件費を除く)	10千円 ※申し込み手続き経費1件につき5千円、請求後支払
担当係	地域生活支援係
事業目的	母子父子家庭高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親を対象とし、養成機関の入学準備金・就職準備金を貸し付けることで修学を支援し、資格取得と資格を活かした就職を促進してひとり親家庭の自立を図ることを目的とする。
具体的事業内容	1. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
<p>《本年度の目標》</p> <p>市関係機関等と連絡調整を行い、適切な申請事務手続きを行う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①関係機関との連携、連絡、調整等</p> <p>②借入申込書等の書類の記載内容の確認等、一連の受付・郵送業務</p>	

事業名	応急小口資金貸付事業
事業形態	独自事業
財源内訳 (人件費を除く)	一般会計からの繰入金 28千円 ※貸付金の原資は応急小口資金貸付事業基金
担当係	地域生活支援係

事業目的	生活保護世帯に準じた低所得世帯が不測の事態により緊急かつ一時的な援護を必要とする理由が生じたとき、資金の貸付を行い、生活の安定を図ることを目的とする。
具体的事業内容	1. 応急小口資金貸付
<p>《本年度の目標》</p> <p>世帯支援に繋がるように、必要な資金貸付と相談を行う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①貸付業務 相談・決定・交付を速やかに行う。</p> <p>②償還業務 必要に応じた督促を実施する。</p> <p>③運営委員会の開催 適正な事業運営を図るための運営委員会を開催する。</p> <p>④関係機関との協議 市関係機関等と必要に応じて協議を行う。</p>	

事業名	中部地域包括支援センター(基幹型)
事業形態	受託事業(東村山市)
財源内訳 (人件費を除く)	市受託金 726千円
担当係	地域包括支援センター
事業目的	東村山市内に在住する高齢者一人一人が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるような体制を、地域型地域包括支援センターが構築できるように、その活動を支援する。
具体的事業内容	1. 地域型地域包括支援センターの統括
<p>《本年度の目標》</p> <p>市が進める地域包括ケア体制の構築について理解・共有し、各地域型地域包括支援センターの活動を支援する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①相談員研修の開催 ：相談員の知識の向上、相談援助技術の向上のための研修会の企画・開催</p> <p>②市所管・地域型地域包括支援センターとの会議体の企画・運営 ：市所管との定例協議の開催、各種会議体の運営 等</p>	

<p>③生活支援コーディネーターの活動支援</p> <p>：研修・会議の開催、課題の整理・分析、社会福祉協議会まちづくり支援係との連携支援、地域ケア個別会議の開催支援、等</p>	
具体的事業内容	2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援
<p>《本年度の目標》</p> <p>市内に住む高齢者が切れ目ない支援を受けることができるように、市内の介護支援専門員や地域型地域包括支援センターが協力できる体制を構築する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①地域型地域包括支援センター相談員と介護支援専門員とのネットワーク構築</p> <p>：「ケアプラン点検」の実施支援、主任介護支援専門員部会の開催 等</p> <p>②介護保険事業者連絡会の支援</p> <p>：各介護保険事業者連絡会の事務局、合同役員会の開催 等</p>	
具体的事業内容	3. 専門的な支援の展開
<p>《本年度の目標》</p> <p>市内に住む高齢者が切れ目ない支援を受けることができるように、その支援者に認知症や在宅療養について適切なサポートを提供できるように体制を整える。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①認知症のある方に対する支援についての相談</p> <p>：認知症支援コーディネーター事業の受託、認知症疾患医療・介護連携協議会への参加 等</p> <p>②在宅医療・介護連携の体制構築支援</p> <p>：在宅療養支援コーディネーター事業の受託、市内医療機関 MSW との交流会の開催、市レベルでの地域ケア会議の開催支援 等</p> <p>③家族介護者支援</p> <p>：家族介護者教室の開催、介護者ビギナー講座の開催、家族介護者の集いの運営支援 等</p>	

事業名	中部地域包括支援センター(地域型)
事業形態	受託事業(東村山市)
財源内訳 (人件費を除く)	市受託金、介護保険収入 3,420千円
担当係	地域包括支援センター

事業目的	高齢者がどのような状態になっても住み慣れた地域でその人らしい暮らしが継続できるように、保健・医療・福祉・住まい・生活支援・予防が一体的に提供できるような態勢を、本町・久米川町・恩多町で整えていく。
具体的事業内容	1. 生活支援体制整備
<p>《本年度の目標》</p> <p>担当圏域の実情に応じ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその人らしい暮らしが継続できるように、生活するために必要な資源の把握や充実について、生活支援コーディネーターを中心に地域の方々と協働する。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域の方々と協働する場として、担当圏域内で「地域懇談会」を実施 ②地域の見守りネットワークの支援の実施 ③圏域内のさまざまな活動の把握と連携支援の実施 ④まちづくり支援係との連携会議を定期開催し、圏域の情報交換等の実施 	
具体的事業内容	2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援
<p>《本年度の目標》</p> <p>担当圏域に住む高齢者が、疾病や障害を抱えても住み慣れた場所で自分らしい暮らしが継続できるように、地域の医療・介護の関係機関が協働できる体制を構築する。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①担当圏域の介護支援専門員が利用者に寄り添い、その人らしい日常生活を営むことを支援できるように、介護支援専門員に対して相談支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・「ケアプラン点検支援」の実施、介護支援専門員に対する個別支援、在宅療養や認知症の方に対する相談支援 等 ②担当圏域の医療・介護、その他の関係者が協働できるような、地域の関係機関の連携体制をつくる。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の開催、居宅事業者連絡会の支援 等 	
具体的事業内容	3. 総合相談支援
<p>《本年度の目標》</p> <p>担当圏域の高齢者が困ったときに必要な支援につながりやすい体制を構築する。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①担当圏域の民生委員との同行訪問を実施 ②民生委員不在地区訪問の実施 ③広報誌発行や地域の住民活動への参加を通じて、包括支援センターの周知の実施 	

事業名	東村山市障害者地域自立生活支援センター
事業形態	受託事業（東村山市）
財源内訳 （人件費を除く）	市受託金 1,676千円
担当係	地域生活支援係
事業目的	市内在住の障害者・児およびその家族が地域で安心して暮らせるよう支援すること
具体的事業内容	1. 相談・支援事業
<p>《本年度の目標》</p> <p>当事者や家族からの相談の他、関係機関からの相談も積極的に受け、障害者が抱える生活課題を把握することで、地域特性を踏まえた基幹相談支援センターの在り方を検討する。</p> <p>地域移行支援については、昨年度実績を上回る契約を目指し、施設・病院に対して積極的な周知を行なう。</p> <p>地域定着支援については、細かな変化や困りごとに気づけるように、定期的な訪問を行なう。</p> <p>地域移行支援、地域定着支援の利用者について、本人が契約している特定相談支援事業所と連携し情報の共有を図る。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①一般的な相談支援（障害者相談支援事業）</p> <p>地域で安心した暮らしを送れるよう、各種相談に応じる。その中で継続した支援が必要な方へは、定期的な面接や家庭訪問、同行等の援助、情報の収集と提供、関係機関や他事業と連携した支援を行う。</p> <p>1) 日常生活の支援</p> <p>地域生活のための具体的な情報提供や、生活の組立て、生活上の人間関係・家族関係等の相談・調整助言等を行う。</p> <p>2) 福祉サービスの利用支援</p> <p>福祉制度やサービスの情報提供・利用支援、制度外の地域サービスの紹介・利用支援、施設や作業所の紹介、専門機関の紹介、申請・契約の援助等を行う。</p> <p>3) 制度の利用支援</p> <p>障害年金や各種手当、障害者手帳等の申請を支援する。</p> <p>4) 社会参加の支援</p> <p>引きこもりがちな方へ、将来のガイドヘルパー利用や作業所等の通所施設の利用など社会資源につなげていくための訪問や同行支援を行う。</p> <p>②地域生活への移行に向けた相談支援（地域移行支援、地域定着支援）</p> <p>1) 地域移行支援</p> <p>病院等にいる本人の意向を尊重し、病院等や特定相談支援事業所等とも情報共有</p>	

を図ったうえで地域移行支援計画を作成し、見学や体験の機会の提供、外出の支援等を行い、本人が希望する地域生活へ移れるよう支援する。

2) 地域定着支援

地域移行支援利用者や様々な事情により単身生活を始めた方が、安心して地域生活を継続できるよう定期的な訪問を行い、必要に応じて関係機関と情報共有を図り適切な支援に努める。携帯電話を活用した常時の連絡体制を確保し、緊急時には職員が訪問し対応する。

③虐待の相談窓口

地域で生活する障害者の尊厳を守るため、虐待についての相談を受け付ける。虐待のおそれのあるときは、市と連携して対応する。

④各種研修会への参加

相談支援の質を上げていくため、各種研修会に参加する。

具体的事業内容

2. 東村山市障害者自立支援協議会事務局の運営

《本年度の目標》

東村山市障害者自立支援協議会の事務局の一部を担うと共に、各種会議に委員として参加する。今年度は、障害者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点や青年・成人期の余暇活動実施に向けた検討などを行う。引き続き自立支援協議会活動の情報発信に努める。

《事業内容》

障害者総合支援法に基づき、次にあげる会議等の開催を通じて、障害者等への支援体制の整備に関し、必要な検討を行う。

- ①定例会
- ②専門部会（相談支援部会、就労支援部会）
- ③運営会議
- ④研修会の企画・実施
- ⑤その他の会議、広報の企画検討等

具体的事業内容

3. 障害者児の余暇活動の支援

《本年度の目標》

障害のある方を対象に、余暇活動や交流の場を提供する。

《事業内容》

- ①こどもくらぶ
知的障害や自閉症を抱える児童を対象に放課後の居場所として実施する。また、次年度以降の事業実施について検討を行う。
- ②日曜くらぶ
主に知的障害や身体障害のある障害者を対象に、余暇活動支援を主な目的とした活動を実施する。

③おしゃべり会

身体障害や難病を抱える方を対象に、日常生活課題等の意見や情報交換、交流を行う場を提供する。

④社協内部や他団体等の協力による、地域活動への移行を検討する。

具体的事業内容

4. 関係機関とのネットワーク活動

《本年度の目標》

市内を事業範囲とするヘルパーステーション全事業所に、居宅支援事業者交流会への参加を呼びかけていく。

障害福祉サービス提供事業者や障害者支援団体と顔の見える関係を構築することで、地域で暮らす障害者の生活課題の共有が図られ、より当事者に寄り添った相談支援につながることから、各種ネットワーク会議等へ積極的に参加していく。

《事業内容》

①居宅支援事業者交流会

困難ケースの対応についての研修や、障害者福祉制度の学習、事業についての情報交換等を目的に、市内を事業範囲とする居宅支援事業者の交流会を実施する。

②東村山あんしんネットワーク

社協内部で横断的に事務局を組織し、当事者とその家族、地域の関係団体、障害者施設などの参加、協力を得ながら、「障害のある方が地域で安心して生活すること」を目的に活動をすすめる。また、障害理解、啓発、支援のネットワークのより良いあり方を検討する。

③各種会議・行事への参加

東村山市精神保健福祉ケア検討会、福祉ネットワーク、北多摩北部圏域相談支援事業者連絡会（都主催）、トトロの会（グループホーム・スタッフ連絡会）、地域関連団体連絡会（都立清瀬特別支援学校主催）、都立清瀬特別支援学校運営連絡協議会、障害者週間・福祉のつどい 他

具体的事業内容

5. 情報提供・広報・啓発活動

《本年度の目標》

障害者福祉制度、サービスの情報等を発信し、市民への広報・啓発を行う。

《事業内容》

福祉だよりの活用やホームページの運営・管理を行う。

具体的事業内容

6. 基幹相談支援センター設置の準備

《本年度の目標》

基幹相談支援センターの受託に向けた検討を行う。

《事業内容》

事業内容、実施体制について検討を行う。

事業名	福祉サービス総合支援事業(地域福祉権利擁護事業含む)
事業形態	市受託事業、東社協受託事業
財源内訳 (人件費を除く)	市受託金、東社協受託金、事業収入 2,102千円
担当係	権利擁護係
事業目的	福祉サービス利用者等に対する支援を、総合的・一体的に実施するための体制を整備することにより、福祉サービス利用者とその家族が、安心して地域でくらしをゆけるよう支援することを目的とする。
具体的事業内容	1. 利用者サポート
	<p>《本年度の目標》</p> <p>福祉サービスの利用者やその家族、関係者からの相談に適切に対応しスムーズに関係機関へ繋げる。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉サービス利用に際しての苦情対応 ② 判断能力の不十分な人々の権利擁護相談 ③ 成年後見制度の利用相談 ④ その他福祉サービス利用に関する専門的な相談
具体的事業内容	2. 福祉サービス利用援助事業
	<p>《本年度の目標》</p> <p>昨年10月の利用料改定における収支のバランスを確認し、さらなる利用料改定が必要かどうか検討を行う。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域福祉権利擁護事業 判断能力の不十分な方を対象にして、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行なう。 ②利用料改定の検討 安定した事業運営をしていくために、東社協の標準利用料に合わせた改定が必要かどうか検討する。 ③対象拡大事業 判断能力を有する要支援・要介護高齢者及び身体障害者等にも対象を拡大する。
具体的事業内容	3. 苦情対応専門相談
	<p>《本年度の目標》</p> <p>苦情及び権利擁護相談を適切に関係機関につなげる。</p>

《事業内容》

①苦情及び権利擁護相談に関して専門相談員（弁護士）が専門的見地から助言を行う。

事業名	成年後見制度推進事業
事業形態	市受託事業
財源内訳 (人件費を除く)	市受託金 1,837千円
担当係	権利擁護係
事業目的	判断能力の低下または喪失により、自らの財産管理や日常生活を営むことが困難な場合に、地域で安心して生活を継続できるように成年後見制度の積極的な活用を図る。推進機関としての役割期待に応え、市との連携を強化し、福祉サービス総合支援事業と一体的な事業運営を行う。
具体的事業内容	1. 成年後見人等の支援 《本年度の目標》 成年後見制度の利用促進とともに、後見人が後見活動を円滑に行えるように、各種講座を開催する。 《事業内容》 成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人や後見業務を行う法人、あるいはこれから成年後見人等になろうとする方や法人を対象に、後見業務に関する研修や連絡会等の開催、相談対応、申立支援等を行う。 ①成年後見人等支援のための実務研修、連絡会等 1) 公開講座 ・市民向け：制度の基礎知識を広く周知する。 ・関係者向け：制度の基礎知識を周知するとともに、適切かつ円滑に制度につながるよう関係機関とのネットワーク構築を図る。 2) 親族後見人向けおしゃべり会：親族で成年後見人等を受任している方、受任予定の方の連絡会を開催し情報交換等を行う。 3) 出前講座（随時）：制度説明等の依頼があった場合、出前講座を実施する。 ②その他の取組 ・市長申立の支援をする。 ・緊急的な事務管理の支援をする。 ・第三者後見人等候補者紹介を行う。

具体的事業内容	2. 地域ネットワークの活用
<p>《本年度の目標》 適切かつ円滑に制度につなぐことができるように、関係機関とのネットワークを活用する。</p> <p>《事業内容》 地域の関係者や関係機関との連携を深めるために行う取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期相談窓口ネットワーク会議の開催 ・ ケース検討会議の開催 ・ 専門職団体との業務連絡会の開催・参画 ・ 東村山あんしんネットワーク会議への参画 	
具体的事業内容	3. 運営委員会
<p>《本年度の目標》 円滑な事業運営に向けた指導・助言を得られる委員会を目指す。</p> <p>《事業内容》 運営委員会の開催</p>	
具体的事業内容	4. 法人後見監督の受任
<p>《本年度の目標》 市民後見人が適切な後見活動ができるように監督業務に努める。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社協組織内の市民後見共有会議の開催 ・ 家裁への申立て、定期報告 ・ 市民後見人の監督、後見業務に関する相談対応 ・ 運営委員会への報告 	
具体的事業内容	5. 市民後見人等候補者の養成及び支援の一体的実施
<p>《本年度の目標》 市民後見人等候補者を養成し、適切な被後見人を見出して、受任者を増やしていく。</p> <p>《事業内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市民後見人の養成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入門講習、7市合同基礎講習、基礎講習Ⅱの開催 ②市民後見人等候補者の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ フォローアップ講習の開催 ・ 市民後見人等候補者連絡会の開催 ③会議の開催等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見人受任ケースのマッチングを主に、成年後見制度に係る事例を検討するための成年後見事例検討会を開催する。 	

- ・ 市民後見人に対するフォローアップや養成について検討する 7 市合同事務局会議へ参画する。

具体的事業内容

6. その他推進機関業務

《本年度の目標》

会議、研修等に参加し情報収集に努め資質向上を目指し、推進機関業務の円滑な運営に努める。

《事業内容》

①推進機関業務

- ・ 東村山市地域福祉推進課との定例協議
- ・ 顧問弁護士相談の実施

②会議・連絡会への参加

1) 東京都関係

- ・ 利用者支援区市町村連絡会
- ・ 関係機関・推進機関合同会議
- ・ 成年後見制度推進機関連絡会

2) 東京都社会福祉協議会関係

- ・ 成年後見制度推進機関・テーマ別研究会議

3) その他

- ・ 法テラス多摩との意見交換会

③各種研修会等への参加

- ・ 高齢者虐待対応研修
- ・ 権利擁護・虐待セミナー

④実習生受け入れ

Ⅲ 在宅福祉サービス事業

事業名	訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業
事業形態	独自事業（介護保険事業）
財源内訳 （人件費を除く）	介護保険収入、私的契約利用料収入 2,213千円
担当係	介護保険係
事業目的	介護保険制度で要支援、要介護と認定された方、基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方を対象に、居宅介護計画に基づき訪問介護員を派遣し、生活支援・介護サービスを提供することにより高齢者の在宅生活を支援する。
具体的事業内容	1. 訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業
<p>《本年度の目標》</p> <p>質の高い介護サービスの提供に努め、ケアワークの社会的地位向上に寄与する。 利用者並びに従事者の安全確保に努め、事故防止に力を注ぐ。 介護報酬改定を受けて、事業の経営基盤の安定化を模索する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①援助計画の作成 居宅サービス計画に基づいて、訪問介護利用者の援助計画を作成する。</p> <p>②訪問介護員の派遣調整 援助計画に基づいて、訪問介護員の派遣調整を行う。</p> <p>③訪問介護の提供 訪問介護員により、訪問介護サービスを提供する。</p> <p>④他事業所、専門機関との連携 利用者の支援に関わる他の事業所、専門家等と連携し、適切な役割分担と協働によって利用者の在宅生活を支援する。</p> <p>⑤従事者研修 外部研修や連絡会主催の研修に参加し、介護保険制度改正に関する情報収集を行う。 専門研修への参加によりサービス提供責任者の資質向上に努める。登録訪問介護員の資質向上を図るため、事業所内研修を開催する。</p> <p>⑥会議の開催及び参加 ケース会議、ヘルパー会議、介護支援専門員とのケア担当者会議を開催する。</p> <p>⑦訪問介護事業者連絡会 東村山市訪問介護事業者連絡会に加入し、事業者間の情報交換、相互の連携、訪問介護員の研修等の活動に参加する。</p>	

事業名	居宅介護支援事業、介護予防ケアマネジメント、介護予防支援事業
事業形態	独自事業（介護保険事業）
財源内訳 （人件費を除く）	介護保険収入、受託金（予防プラン作成） 1,431千円
担当係	介護保険係
事業目的	介護保険制度で要介護と認定された方を主な対象とし、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画を作成しケアマネジメントの提供を行うことで、地域の中で安心した生活が送れるよう支援する。
具体的事業内容	1. 居宅介護支援、介護予防ケアマネジメント、介護予防支援
<p>《本年度の目標》</p> <p>しっかりとした相談援助を基盤にしなが、医療と介護の連携促進、認知症の方の地域生活を支えるケアプラン作成に努め、質の高いケアマネジメントを展開し、地域包括ケア体制の構築に寄与する。</p> <p>介護保険制度改正を受けて事業所経営基盤の安定化に向けた方策を模索する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①ケアマネジメントの実施</p> <p>ケアマネジャーが利用者の依頼に基づいて家庭を訪問し、心身の状態や生活の状況全般を把握し、生活上のニーズを明らかにする。明らかになった生活ニーズを解決するため本人の同意を得て居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスの調整を行う。提供されるサービスの実施状況を定期的にモニタリングし、ニーズとの適合性を把握する。その結果、必要に応じてサービス計画の変更や、サービスの再調整などを行い、地域での継続的な生活を支援する。また、本人の利用する介護保険サービスの適切な給付管理を行う。</p> <p>②介護予防ケアマネジメント、介護予防支援の受託</p> <p>必要に応じて、地域包括支援センターより介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託を受け、要支援者、総合事業対象者のアセスメントから給付管理までを一体的に実施する。</p> <p>③研修</p> <p>介護支援専門員研修、居宅介護支援事業者連絡会主催の研修、その他必要な研修に参加し資質の向上に努める。</p> <p>④居宅介護支援事業者連絡会</p> <p>東村山市居宅介護支援事業者連絡会に加入し、事業者間の情報交換、相互の連携、介護支援専門員の研修等に参加する。</p>	

事業名	ふれあい事業
事業形態	独自事業
財源内訳 (人件費を除く)	指定寄付金(一円貨募金)、募金配分金 862千円
担当係	介護保険係
事業目的	虚弱な一人暮らしの高齢者を対象に安否確認のための訪問や孤独感緩和のための電話訪問を行う。
具体的事業内容	1. ひとり暮らし高齢者等ふれあい訪問事業
	<p>《本年度の目標》</p> <p>民生委員、地域包括支援センター等と連携し、安否確認事業を続けながら、市内で展開されている高齢者見守りの一翼を担う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>身体が不自由、虚弱、精神的不安がある等、安否確認が必要なひとり暮らし高齢者等の方に、乳酸菌飲料を定期的(月、水、金曜日)に配布することで、安否確認及び生活状況の把握を行う。</p>
具体的事業内容	2. ひとり暮らし高齢者等ふれあい電話訪問事業
	<p>《本年度の目標》</p> <p>電話訪問員が、利用者の日常生活がより豊かになるような会話を心がけ、気持ちを傾聴し、受け止めることができるよう努める。</p> <p>《事業内容》</p> <p>ひとり暮らしの高齢者等に、電話訪問員が定期的(週1回)に電話訪問を行い、日常生活上の会話を通じて孤独感の緩和を図る。年に1回、訪問員と利用者が一堂に会する「ふれあい電話訪問交流会」を実施する。また、資質の向上のため電話訪問員の研修会を開催する。</p>
具体的事業内容	3. 専任コーディネーター設置に向けた検討
	<p>《本年度の目標》</p> <p>「町をよくするしくみプロジェクト～募金のあり方検討委員会～」報告書にある既存事業の質的向上を図るため、ふれあい事業に専門職による専任コーディネーターの設置を検討する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>引き続き、事業担当、企画調整担当、ファンドレイジングチーム事務局会議において、専任コーディネーター設置について検討を行う。専任コーディネーターは、ふれあい事業の日常業務に加え、利用者状況の把握、業務委託先従事者向け研修、事業広報等の業務等の業務を想定している。</p>

事業名	ガイドヘルパー派遣事業
事業形態	独自事業（障害者総合支援法事業）
財源内訳 （人件費を除く）	自立支援給付費等 451千円
担当係	地域生活支援係
事業目的	屋外での移動が困難な視覚障害者(児)にガイドヘルパーを派遣し 外出支援、情報提供、代読代筆を行う。
具体的事業内容	1. ガイドヘルパー派遣調整
	<p>《本年度の目標》</p> <p>指定訪問介護事業所との協議を行い、組織改編後の円滑な事業運営に向け準備をすすめる。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①訪問による面接で契約を行う。</p> <p>②利用援助計画（移動支援・同行援護・居宅介護）を作成する。</p> <p>③依頼に基づきガイドヘルパーの派遣調整を行う。</p> <p>④利用者の状態に合わせてサービスを提供する。</p>
具体的事業内容	2. 研修等
	<p>《本年度の目標》</p> <p>研修等を通じてガイドヘルパーの資質の向上を図り、利用者ニーズに的確に対応する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①人材育成や技術向上のため、同行援護従業者養成研修及び現任研修会（年2回）を開催する。</p> <p>②事業実施状況の共有と各種情報交換のため、業務報告会（年2回）を開催する。</p>

事業名	手話通訳者派遣事業
事業形態	受託事業（東村山市）
財源内訳 （人件費を除く）	市受託金等 2,019千円
担当係	地域生活支援係
事業目的	聴覚障害者の意思疎通保障と広範な社会参加を支援するために、手話通訳者・ボランティアの養成を行い、手話通訳者を派遣する。 聞こえに不自由な人が地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携して相談支援を行う。

具体的事業内容	1. 利用者支援
<p>《本年度の目標》</p> <p>聴覚障害者が不明なこと困ったことがあった時、いつでも手話で相談できる環境作り、またその必要性の周知に努める。</p> <p>《事業内容》</p> <p>聴覚障害者が安心して社会生活・職業生活を送れるよう相談を受け、必要な社会資源等の情報を提供する。また、聴覚障害者を取り巻く地域・職場との調整、理解に努め、アクセシビリティの向上を目指す。高齢聴覚障害者が他の制度等（介護保険、成年後見等）の利用にあたって不利にならぬよう、情報保障とともに意思疎通の支援をする。</p>	
具体的事業内容	2. 手話通訳者の派遣・調整
<p>《本年度の目標》</p> <p>派遣にあたっては、聴覚障害者・手話通訳者個々人の持つコミュニケーション技術等を勘案しながら通訳者を調整する。</p> <p>《事業内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①利用者より F A X、メールで利用依頼をうける。 ②登録通訳者へ活動の調整を行い、決定した通訳者を依頼者に伝える。 ③担当通訳者に会議等の資料を調達し、主催側に通訳者への配慮を依頼するなど事前準備をする。 ④依頼者、通訳者双方に振り返りを促し、制度のブラッシュアップの糧とする。 	
具体的事業内容	3. 手話通訳者等の養成
<p>《本年度の目標》</p> <p>手話通訳者・手話ボランティアの、より効率的な養成をめざし、手話講習会運営委員会と協働して手話講習会のあり方を検討する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>手話講習会を開催する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 入門クラス 30 回（昼夜各 1 クラス） 2) 基礎クラス 30 回（夜） 3) 通訳応用クラス 20 回（昼） 4) 通訳養成クラス 20 回（昼） 	
具体的事業内容	4. 中途失聴・難聴者のための手話講習会
<p>《本年度の目標》</p> <p>人生の途中で聴力に不備をきたした方々の社会復帰をめざす。</p> <p>《事業内容》</p> <p>精神的リハビリ、仲間づくりを目的とする家族や友人も参加可の講習会を開催（8 回）する。</p>	

具体的事業内容	5. 登録手話通訳者の資質向上
<p>《本年度の目標》</p> <p>登録通訳者がよりの確な通訳活動を行えるよう、資質向上を目指し研修等を実施する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①登録通訳者内部研修を実施する。</p> <p>②外部機関での通訳者現任研修等への参加を支援する。</p> <p>③定期的に活動の振り返りを行う。</p> <p>④他の疾病・障害等も併せ持つ聴覚障害者への支援のため研修を実施し、また外部研修への積極的な参加を呼びかける。</p> <p>⑤心身ともに健康な状態で通訳活動を行えるよう、必要に応じて産業医の受診を促す。</p>	
具体的事業内容	6. 会議・研修等
<p>《本年度の目標》</p> <p>事業の円滑な運営のため、会議等を開催する。</p> <p>相談員の資質向上のため、研修等に積極的に参加する。</p> <p>東村山市手話通訳者登録試験検討委員会にコーディネーター職員が参加し、より良い試験の実施を目指す。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①手話講習会運営委員会を開催する。</p> <p>②手話講師・アシスタントのための学習会などを開催する。</p> <p>③利用者懇談会を開催する。</p> <p>④東村山市意思疎通支援事業連絡調整会議に参加する。</p> <p>⑤自治体手話関係職員連絡会研修会等に参加する。</p> <p>⑥東村山市手話通訳者登録試験検討委員会に参加する。</p>	

事業名	移送サービス事業
事業形態	独自事業（社協会員対象事業）
財源内訳 （人件費を除く）	市補助金、指定寄付金（一円貨募金） 716千円
担当係	地域生活支援係
事業目的	身体の障害により、自力で外出が困難な在宅の車いす利用者の自立支援と社会参加を図るため、ハンディキャブによる移送サービスを行う。

具体的事業内容	1. 移送サービス調整・運行
<p>《本年度の目標》</p> <p>車いす利用者の外出の利便性向上を図る。また、社協会員を対象とする事業であることから、社協会員サービスのあり方について検討を行う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①利用登録のため訪問調査を行う。</p> <p>②車輛運行スケジュールの調整を行う。</p> <p>③安全運行と車両管理を行う。</p> <p>④市・関連所管課との情報共有を行う。</p>	

事業名	車いす短期貸出事業
事業形態	独自事業（社協会員対象事業）
財源内訳	物品寄付、社協会費 予算は組織運営事業に含む
担当係	地域生活支援係
事業目的	身体が不自由な方を対象に、車いすの短期(3か月)の貸出を行う。 また、福祉啓発等のため、車いす体験などの行事や学校事業等にも貸出を行う。
具体的事業内容	1. 車いすの短期貸出
<p>《本年度の目標》</p> <p>より多くの方の利便性を確保するため、所定の貸出期間に基づく事業実施に努める。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①緊急に車いすが必要になった方に短期間貸出する。</p> <p>②福祉啓発等の目的で実施する行事や学校事業等に貸出する。</p> <p>③ボランティアグループ「ウィールの会」の協力により車いすの整備を行い、適切な在庫管理を行う。</p>	

IV 施設の運営

事業名	東村山市福祉作業所
事業形態	指定管理者制度（平成28年4月1日～平成33年3月31日）
財源内訳 （人件費を除く）	市受託金（指定管理料）、授産事業収入、都の授産施設事務費 8,711千円
担当係	福祉作業所
事業目的	<p>高齢や障害により一般就労が困難な方を対象に、「働くことの生きがい」「それぞれの障害への理解と思いやり」「地域とのコミュニケーション（社会参加）」を基本にした福祉就労の場とし、各自の特性に合った作業種目を提供する。作業収入は利用者の就労状況に応じて配分する。</p> <p>高齢者のみならず、精神疾患を有する生活保護受給者の利用が年々増加傾向にあり、一人ひとりの抱える生活課題も複雑・多様化してきている。このことから、日常生活全体を支援するために職員の専門性を高めるとともに、地域関係機関との連携強化した支援を充実させる。</p> <p>《運営の柱》</p> <p>※高齢者やいろいろなハンディキャップを持つ人が、共に働き助け合える施設づくり</p> <p>※利用者の生活をトータルに支える「生活支援」に重点を置いた施設づくり</p> <p>※リサイクルの観点から地域に貢献できる施設づくり</p>
具体的事業内容	1. 福祉作業の提供
<p>《本年度の目標》</p> <p>受託加工作業は作業工程を遵守し納期を守り、提携商社との信頼関係を築き、更なる作業種目の受注量増を目指す。売店なごやか文庫はリサイクルの観点に立ち、書籍等の寄贈物品を安価に提供する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①受託加工作業を行う。（提携商社からの下請作業）</p> <p>②売店なごやか文庫を運営する。 （書籍・CD等の寄贈物品販売、季節に応じたイベント開催）</p> <p>③自主製作品を販売する。（帽子等の毛糸手編み製品）</p>	

具体的事業内容	2. 福祉作業収入の配分
<p>《本年度の目標》 年間を通じて、バランスのとれた適正な配分に努める。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①作業賃配分（基本配分、日常評価点配分、交通費補助） ②行事等配分（行事経費、昼食代） ③授産活動推進に関わる必要経費（ガソリン代、販売物品仕入れ等） 	
具体的事業内容	3. 生活支援
<p>《本年度の目標》 個人面接の実施に心がけ、作業場面での問題や生活上の課題を把握し解決していく。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 担当制による生活支援を実施する。（面接等の実施、関係機関との連携） ②保健、福祉、医療等の情報提供を行う。 ③ケース会議を実施する。（利用者の状況や課題を共有化、一貫した支援体制の確立） 	
具体的事業内容	4. 健康維持支援（福利厚生）
<p>《本年度の目標》 外食に頼りがちな一人暮らしの方が半数以上利用していることから、障害者団体等の昼食サービスを利用し少しでも栄養の偏りを予防する。健康検査のデータを嘱託医に診断してもらい必要があれば医療に繋げていく。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①栄養バランスの摂れた昼食を提供する。 ②健康検査を受診する。（年1回/東京白十字病院） ③嘱託医健診を実施する。（年2回/東村山医師会より派遣） ④季節行事を開催する。 	
具体的事業内容	5. 管理運営
<p>《本年度の目標》 利用者の社会参加を基本に、地域に開かれた施設運営に努める。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①入退所事務を行う（就労相談を含む） ②利用者台帳の作成と管理を行う。 ③生活支援日報・月報の作成と管理を行う。 ④授産施設事務費の請求及び適切な授産会計処理を行う。 ⑤利用者懇談会を開催する。（利用者の声を反映させた施設運営） ⑥ボランティアの受け入れ 	

- ⑦実習生の受け入れを行う。
- ⑧各種会議へ参加する。
- ⑨関係機関との連絡調整を行う。
- ⑩ホームページを活用した施設情報の提供を行う。

事業名	東村山市立社会福祉センターの管理運営
事業形態	指定管理者制度（平成28年4月1日～平成33年3月31日）
財源内訳 （人件費を除く）	市受託金（指定管理料） 14,546千円
担当係	福祉作業所
事業目的	社会福祉協議会の役割である、社会福祉の啓発、住民福祉の向上、地域福祉の推進を基本に、地域福祉活動の拠点となるべく、社会福祉センター利用者のニーズを把握し、誰もが快適に利用できる施設運営に努める。
具体的事業内容	1. 施設の維持管理
<p>《本年度の目標》</p> <p>施設の老朽化（昭和52年設立）による緊急修繕対応が多くなってきており、利用者の快適性、安全性に配慮した施設の維持管理を行なう。平成31年度以降には大規模修繕が予定されている。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施設内外の巡視保安を実施する。 ②設備機器の定例保守点検及び修繕を行う。 ③防火訓練の実施と防火設備等の点検整備を行う。 ④施設内外の清掃を行う。 ⑤業務委託契約事務を行う。 ⑥予算管理及び会計事務を行う。 ⑦エネルギー削減の推進を推進する。 ⑧施設管理員（シルバー人材センターより派遣）を配置する。 	
具体的事業内容	2. 集会施設の貸出し等
<p>《本年度の目標》</p> <p>集会施設利用団体は、利用登録カードによる管理をおこなう。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①集会施設利用に関わる受付を行う。 	

② 利用料金の徴収と利用料金免除団体の承認を行う ③集会施設利用に伴う準備及び現状復帰を行う。 ④ 印刷機、コピー機の利用を提供する。 ⑤ 事故・苦情処理に対応する。 ⑥ 福祉情報を提供する。 ⑦窓口業務員（非常勤）を配置する。	
具体的事業内容	3. 東村山市への業務報告等
《本年度の目標》 「東村山市立社会福祉センターの管理運営に関する年度協定書」に基づき報告する。 《事業内容》 ①月次報告 ②四半期収支報告 ③年次報告 ④事故及びトラブルについては随時報告する。 ⑤東村山市指定管理者評価シートを提出する。	

V 法人運営

事業名	組織運営事業
事業形態	独自事業
財源内訳 (人件費を除く)	市補助金、会費、寄付金、事業収入、 その他（雑収入、利息収入、収益事業繰入金） 15,239千円
担当係	法人運営係
事業目的	各種法令や諸規程を遵守し、住民参加による法人組織として多くの方に支えられている感謝が伝わるような運営を図る。また、法人管理事務を行い、各係間の調整や新たな事業の企画など効果的で効率的な経営を行うように努める。
具体的事業内容	1. 理事会・評議員会・役員会の開催、監事監査の実施
《本年度の目標》 事業運営の継続性が保たれるように、理事・評議員への丁寧で分かりやすい情報提供に努める。	

<p>《事業内容》</p> <p>①理事会（年４回）、評議員会（年３回）を開催する。</p> <p>②上半期及び決算期に監事監査を行う。</p> <p>③毎月役員会を開催する（８月を除く年１１回）。</p>	
<p>具体的事業内容</p>	<p>２．部会・委員会の開催</p>
<p>《本年度の目標》</p> <p>それぞれの分野における現状や課題を把握し、先進事例の視察を行うなど、部会・委員会活動によって得た成果を社協事業や市民活動へ生かしていく。部会・委員会活動の進捗状況を理事会・評議員会等で報告する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①女性・子ども部会、心身障害者（児）部会、高齢者部会、小地域福祉活動部会を開催する。</p> <p>②福祉だより編集委員会を開催する。</p>	
<p>具体的事業内容</p>	<p>３．会員制度の啓発、会員拡充</p>
<p>《本年度の目標》</p> <p>昨年度の取り組みを検証し、社協活動を応援して下さる方々へ感謝の気持ちを伝え、会員と社協の更なるつながりを作っていけるよう努める。</p> <p>社協職員全員で会員制度の啓発、拡充を進める。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①社協メモ帳を全会員へ配布する。</p> <p>②会員拡充に向けて、社協事業を分かりやすく説明した事業 DVD 作成に向けた検討を行う。</p> <p>③社協大会～感謝のつどい～を開催する。</p> <p>④行事・講座等の場を活用して会員制度を広く広報したり、地域に出向いて PR する。</p> <p>⑤会員企画や会員向けサービスとして、グッズの配布や優待事業について検討・実施する。</p>	
<p>具体的事業内容</p>	<p>４．運営体制の整備</p>
<p>《本年度の目標》</p> <p>法人運営係として、係間の情報共有や連携をさらに強化し、社協組織総体としての効果的・効率的な運営体制について検証し、よりよい運営体制の整備を図る。また、係内に企画調整担当を配置し、法人全体の連携や様々な計画の推進を図る。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①局会議、各種担当者会議、部門間の連携会議等を開催する。</p> <p>②外部研修や内部研修を活用し、事業と組織の運営に必要な能力の向上に努める。</p> <p>③平成 31 年度の組織改正に向けて、事務所内の職場環境についてプロジェクトチームで検討する。</p>	

具体的事業内容	5. 自己財源の確保
<p>《本年度の目標》</p> <p>昨年度に引き続き、社協事業を応援して下さる方々へ感謝の気持ちを伝え、社協事業の理解を広める。</p> <p>ファンドレイジングチーム（社協内部検討会）で検討した内容を自主財源確保の取組みに反映していく。</p> <p>《事業内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ファンドレイジングチームの検討にもとづき、既存事業の充実と新たな事業実施に向けて検討する。 ②社協事業への理解を広め、会員会費の確保に努める。 ③寄付金の使途や税控除等の情報を広報し、寄付金の確保に努める。 ④一元貨募金運動、赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動を実施する。街頭募金の強化、募金のしくみや使途についての分かりやすい広報、「町をよくするしくみプロジェクト～募金のあり方検討委員会～」で検討した内容をファンドレイジングチームで具体化し、募金への理解をさらに広めていく。 ⑤福祉バザー、福祉協力店での募金箱設置、基金の運用、キャラクターグッズの販売検討など新たな工夫を行う中で、自主財源の確保に努める。 ⑥福祉活動の財源となることが伝えられるような様々な工夫を行い、自動販売機の設置者を募集する。 	
具体的事業内容	6. 法人管理事務
<p>《本年度の目標》</p> <p>法人運営・人事・給与等に関する法令について、職員の学習機会を増やし、係一丸となって適切な法人管理事務を行う。</p> <p>会計実務の見直しを図り、効率的な方法を検討する。</p> <p>《事業内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①人事・給与管理を行う。 ②福利厚生に関する事務を行う。産業医を配置し、職員の健康管理、ストレスチェックを行う。 ③事業計画、事業報告を作成する。 ④法人の資産を管理し、予算、補正予算、決算事務などの会計事務を行う。会計事務所による確認を毎月行い、アドバイスを共有し、適切な会計処理を行う。 ⑤契約事務を行う。契約内容の適切な履行に努める。 ⑥文書の収受、各種調査への対応、その他の事務を行う。 ⑦諸規程の見直しと整備を行う。 ⑧事業及び財務等に関する情報、各種規程など運営に関する情報をホームページなどで公表し、事業運営の透明性の確保を図る。 	

事業名	計画推進・調査・広報・連絡調整
事業形態	独自事業
財源内訳 (人件費を除く)	市補助金、会費、寄付金、募金配分金 6,152千円
担当係	法人運営係
事業目的	<p>住民や関係諸機関と協働して、第5次地域福祉活動計画を着実に推進していく。</p> <p>住民による福祉への理解と活動への参加を広めるため、多様な媒体を通じた広報活動を行う。また、地域福祉の中核団体としての役割を果たすため、関係機関のネットワークづくりとネットワーク運営への支援を行う。</p> <p>実習生を受け入れ人材の育成を図ることで、社会福祉専門機関としての役割を果たす。</p>
具体的事業内容	1. 第5次地域福祉活動計画の推進
	<p>《本年度の目標》</p> <p>第5次地域福祉活動計画初年度にあたり、企画調整担当を中心に、関係機関や団体等との連携や連絡調整を行い、具体的な取組みを進めていくための基盤づくりを行う。</p> <p>引き続き各町で地域懇談会を開催し、第5次地域福祉活動計画の周知に努める。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①(仮称)第5次地域福祉活動計画推進委員会を立ち上げ、PDCA サイクル(計画→実行→評価→改善)をもとに計画全体の進行管理を行う。</p> <p>②福祉だよりやフェイスブック、ツイッター等を活用し、活動計画のPRに努める。</p> <p>③第5次社協発展・強化計画とともに計画を推進する。</p>
具体的事業内容	2. 第5次社協発展・強化計画の推進
	<p>《本年度の目標》</p> <p>東村山市の地域福祉を推進する中核団体としての役割を果たせるよう、社協発展・強化計画の着実な実行に努める。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①企画調整担当を中心に局会議の中で、計画の進捗状況をチェックし、社協発展・強化計画の進行管理を行う。</p> <p>②市・社協総合調整会議において、時代の変化に対応したパートナーシップの確立を図り、効果的に地域福祉を推進するための体制づくりを行う。</p> <p>③第5次地域福祉活動計画とともに社協発展・強化計画を推進する。</p>

具体的事業内容	4. 広報
<p>《本年度の目標》</p> <p>社協活動を応援して下さる方々へ感謝の気持ちを伝え、多様な広報媒体を活用し、福祉や住民活動に関する情報の収集と発信を充実させる。</p> <p>《事業内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①企画調整担当を中心に、広報・啓発活動に組織全体で計画的に取り組む。 ②イメージキャラクターを活用し、子どもから大人まで、社協を親しみやすい存在として感じてもらえるように広報する。 ③読みやすく分かりやすい内容で福祉だよりを発行する（年5回）。 7月号を増刊号とし、社協事業への理解を深めていただけるような情報を発信する。 ④法人化50周年に向けて、様々なPR方法を検討し、ホームページ、フェイスブック、ツイッターのほか様々な媒体を活用して情報発信に努める。 ⑤社協事業の理解を深めるため、出前講座を実施するほか、様々なイベントにイメージキャラクターとともに参加する。 ⑥福祉協力店事業の充実を図る。 ⑦市内に点在する社協掲示板を整備・管理し、設置箇所を増やせるよう努め、有効に活用する。 ⑧公用車に社協をPRするステッカー等を貼り、広く広報する。 ⑨ホームページのリニューアルについて検討する。 	
具体的事業内容	5. 関係機関との連携・連絡調整
<p>《本年度の目標》</p> <p>社協事業や福祉活動への理解を広めるため、様々な関係機関・団体等との連携に努める。</p> <p>《事業内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①東村山市高齢者福祉施設連絡会の事務局を担う。 ②東村山市内社会福祉法人連絡会の事務局を担う。 ③介護予防大作戦 in 東村山の事務局を担う。 ④市内の事業所と連携し、「福祉のしごと相談・面接会」を開催する。 	
具体的事業内容	6. 実習受入
<p>《本年度の目標》</p> <p>社会福祉士を目指す学生を実習生として受け入れ、専門職の育成に寄与する。質の高い実習機関となるよう、実習プログラムの充実を図る。</p> <p>《事業内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①社会福祉士養成課程の相談援助実習機関として、実習生を受け入れる。 ②引き続き、実習指導者を計画的に養成する。 	

東村山市社会福祉協議会組織及び職員数（平成30年4月1日現在）

		(正)	(再)	(嘱)	
事務局長 (再)	法人経営・まちづくり推進課長 (正)	法人運営係	5		1
		まちづくり支援係	8	1	3
	生活支援課長 (正)	地域包括支援センター	7		1
		地域生活支援係	4		4
		権利擁護係	3		4
		介護保険係			8
	社会福祉センター主幹 (正)	福祉作業所	3		

【職員合計（非常勤職員を除く）】

(正) ; 正規職員（課長3名含む）	33名
(再) ; 再雇用職員（局長1名含む）	2名
(嘱) ; 嘱託職員	21名

社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会

平成30年度資金収支当初予算書

法人全体資金収支当初予算書	39
事業区分別一覧	43
社会福祉事業区分・拠点区分別一覧	49
I 社会福祉事業区分・拠点区分・サービス区分別資金収支当初予算書	
地域福祉活動推進事業拠点区分	53
市受託事業拠点区分	69
社会福祉センター事業拠点区分	85
介護保険事業拠点区分	89
歳末たすけあい事業拠点区分	92
応急小口資金貸付事業拠点区分	93
II 収益事業区分・拠点区分・サービス区分別資金収支当初予算書	
自動販売機設置事業拠点区分	95